

諮詢番号：令和5年度諮詢第2号及び諮詢第3号

答申番号：令和6年度答申第1号

答申書

第1 箕面市行政不服審査会の結論

箕面市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人 ●●●●氏（代理人 ○○○○氏）に対して行った固定資産税延滞金徴収による差押処分（令和5年8月21日付け箕総債第4367号を「本件処分1」といい、同月30日付け箕総債第4412号を「本件処分2」という。）、並びに、審査請求人 ○○○○氏に対して行った固定資産税延滞金徴収による差押処分（令和5年10月5日付け箕総固第4544号を「本件処分3」といい、「本件処分1」及び「本件処分2」と併せて以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却することが相当である。

第2 諒問に至るまでの経過

1 本件処分1の対象となった固定資産税・都市計画税の延滞金は、 ●●●●氏が所有する土地に係るもので、令和5年8月21日時点の滞納額は、以下のとおりである。

附課年度	期別	未納本税（円）	督促（円）	延滞金（円）	合計（円）	納期限
平成31	1期	0	0	4,100	4,100	R1. 5.31
平成31	2期	0	0	3,600	3,600	R1. 7.31
平成31	3期	0	0	3,200	3,200	R1. 9.30
平成31	4期	0	0	4,200	4,200	R2. 1. 6
令和2	1期	0	0	4,800	4,800	R2. 6. 1
令和2	2期	0	0	4,300	4,300	R2. 7.31

令和 2	3 期	0	0	3,900	3,900	R2. 9. 30
令和 2	4 期	0	0	3,700	3,700	R2. 12. 28
令和 3	1 期	0	0	2,900	2,900	R3. 5. 31
令和 3	2 期	0	0	2,400	2,400	R3. 8. 2
令和 3	3 期	0	0	2,200	2,200	R3. 9. 30
令和 3	4 期	0	0	2,100	2,100	R3. 12. 28
令和 4	1 期	0	0	1,900	1,900	R4. 5. 31
令和 4	2 期	0	0	1,400	1,400	R4. 8. 1
令和 4	3 期	0	0	1,100	1,100	R4. 9. 30
合計		0	0	45,800	45,800	

2 本件処分 2 の対象となった固定資産税・都市計画税の延滞金は、●●●●氏と○○○○氏が共有する土地及び建物に係るもので、令和 5 年 8 月 30 日時点の延滞額は、以下のとおりである。

附課年度	期別	未納本税 (円)	督促 (円)	延滞金 (円)	合計 (円)	納期限
平成 31	1 期	0	0	12,400	12,400	R1. 5. 31
平成 31	2 期	0	0	12,900	12,900	R1. 7. 31
平成 31	3 期	0	0	13,700	13,700	R1. 9. 30
平成 31	4 期	0	0	16,400	16,400	R2. 1. 6
令和 2	1 期	0	0	15,200	15,200	R2. 6. 1
令和 2	2 期	0	0	15,600	15,600	R2. 7. 31
令和 2	3 期	0	0	14,200	14,200	R2. 9. 30
令和 2	4 期	0	0	12,300	12,300	R2. 12. 28
令和 3	1 期	0	0	10,200	10,200	R3. 5. 31

令和 3	2 期	0	0	9,400	9,400	R3. 8. 2
令和 3	3 期	0	0	8,300	8,300	R3. 9.30
令和 3	4 期	0	0	7,700	7,700	R3. 12.28
令和 4	1 期	0	0	4,500	4,500	R4. 5.31
令和 4	2 期	0	0	5,400	5,400	R4. 8. 1
令和 4	3 期	0	0	4,100	4,100	R4. 9.30
令和 4	4 期	0	0	2,200	2,200	R4. 12.28
合計		0	0	164,500	164,500	

3 本件処分 3 の対象となった固定資産税・都市計画税の延滞金は、○○○○氏が所有する建物に係るもので、令和 5 年 10 月 5 日時点の滞納額は、以下のとおりである。

附課年度	期別	未納本税 (円)	督促 (円)	延滞金 (円)	合計 (円)	納期限
平成 31	3 期	0	0	1,100	1,100	R1. 9.30
平成 31	4 期	0	0	1,500	1,500	R2. 1. 6
令和 2	1 期	0	0	1,600	1,600	R2. 6. 1
令和 2	2 期	0	0	1,500	1,500	R2. 7.31
令和 2	3 期	0	0	1,400	1,400	R2. 9.30
令和 2	4 期	0	0	1,300	1,300	R2. 12.28
令和 3	1 期	0	0	1,200	1,200	R3. 5.31
合計		0	0	9,600	9,600	

4 処分庁は、本件処分 1 及び本件処分 2 については、平成 31 年度から令和 4 年度まで、本件処分 3 については、平成 31 年度から令和 3 年度までの固定資産税及び都市計画税の納税通知書を発送し、納期限を通知した。

- 5 処分庁は、上記 1 から 3 に掲げる期別の税額（本税）が各納期限までに納付されなかつたため、督促状を発送して納付を促した。
- 6 処分庁は、本税が各納期限までに納付されなかつたため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 369 条第 1 項及び第 702 条の 8 第 1 項並びに同法附則第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、延滞金を加算した。
- 7 処分庁は、納期限までに完納されていない滞納額について、納付相談に応じて定期的な分納を認めてきたが、分納が途切れる都度、催告書（差押執行予告書。本税、督促手数料及び延滞金の未納額を記載した未納明細書も同封）により催告を 5 回（令和 3 年 2 月 3 日～令和 5 年 5 月 18 日）行い、一部納付を認め、納付勧奨を行つた。
- 8 処分庁は、令和 5 年 7 月 19 日に催告書（差押執行予告書）を送付し、同月 31 日の指定期限までに納付がなされない場合は差押を実施する旨を予告したが、指定期限までに納付あるいは納付に関する連絡はなかつた。そこで、地方税法第 373 条第 1 項及び第 7 項並びに第 702 条の 8 第 1 項並びに国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 47 条第 1 項の規定に基づき、本件処分 1 に係る 45,800 円について、令和 5 年 8 月 21 日に審査請求人●●●●氏の預金債権を差し押さえる手続を行い（同月 22 日に差押効力発生）、同月 29 日に差押調書（謄本）を審査請求人●●●●氏に送付した。また、本件処分 2 に係る 164,500 円について、令和 5 年 8 月 30 日に審査請求人●●●●氏の預金債権を差し押さえる手続を行い（同日に差押効力発生）、同日に差押調書（謄本）を審査請求人●●●●氏に送付した。更に、本件処分 3 に係る 9,600 円について、令和 5 年 10 月 5 日に審査請求人○○○○氏の預金債権を差し押さえる手続きを行い（同月 6 日に差押効力発生）、同月 19 日に本件処分差押調書（謄本）を審査請求人○○○○氏に送付した。
- 9 審査請求人らは、本件処分 1 及び本件処分 2 については、令和 5 年 11 月 24 日付け「審査請求者」を提出し、また、本件処分 3 については、令和 5 年 12 月 8 日付け「審査請求書」を提出し、審査庁はこれらを受け付けた。
- 10 審査庁は、本件処分 1 及び本件処分 2 については令和 5 年 12 月 5 日に、本件処分 3 については令和 5 年 12 月 12 日に、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、審理員を指名した。
- 11 審理員は、令和 6 年 3 月 8 日、行政不服審査法第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査庁に対して、審理員意見書及び事件記録を提出した。

12 審査庁は、令和6年3月15日、審理員意見書等の内容を踏まえ、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、箕面市行政不服審査会に対して、本件審査請求は棄却されるべきであるとして諮詢した。

第3 審理関係人らの主張の要旨

1 本件審査請求における審査請求人らの主張

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分の取消を求める。

(2) 「審査請求願（不服申立）」における主張

① 延滞金額減額について

延滞金は減額される旨の文書をもらったので、延滞金は支払わなくてよいと考えていた。市議会議員に関与してもらっている。

また、審査請求人○○○○氏は、口頭意見陳述において、審理員の質問に対し、延滞金の減額申請はしていないと述べた。

② 恩給差押について

主人から譲り受けた恩給が差し押さえられてショックを受けた。他に○○○○名義の通帳はある。

③ 三角コーンの破壊、本市公用車の不法侵入、植木鉢の移動について

市職員訪問の際、その市職員が三角コーンを破壊するとともに移動させ、防犯のためにある植木鉢も移動させ、公用車を不法侵入させた。公用車は敷地奥の方まで侵入したため、留学生が自転車を出せずに大変困った。

④ 体調不良、生活困窮について

コロナ禍で納税が苦しくなった上、高齢・病弱で、骨折・捻挫・めまい等があり、面談や納税がままならない。納税の意思はある。プレハブで生活しており、エアコン等の冷暖房器具は使っておらず、風呂にも入っていない状態である。

⑤ 口頭意見陳述に関する事務局の対応について

令和6年2月14日午後4時からの口頭意見陳述について、実施の通知文を持参して2階の△△△号室のポスト（郵便受け）に押し込んだというが、受け取っていない。その部屋は空室で、当該通知文は通路に落ちてい

た。1階の集合ポストの上に○○のポストはある。通知を受け取ったのは当日会場（ライフプラザ）に着いてから手渡されており、説明の準備ができなかつた。

2 弁明書における処分庁の主張

（1）弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

（2）本件審査請求に対する意見

①固定資産税及び都市計画税の差押について

固定資産税及び都市計画税に係る徴収金について、地方税法の規定により徴税吏員は納税者の財産を差し押さえなければならないことになってい

る。

差押は、地方税法の規定により実施し、その手続は国税徴収法の規定を準用して実施している。

②差押の判断について

長期間にわたる分納期間中において、延滞金は納付いただく必要がある旨を電話対応や窓口対応の際に繰り返し伝えていた。

令和5年6月30日に処分庁職員が●●●●氏及び○○○○氏の自宅を訪問した際、応対した○○○○氏に対して延滞金の納付勧奨を行ったが、以前に市から送られてきた通知文には延滞金が減額になるとの記載があったので支払う必要がないとの主張を繰り返し、延滞金を支払うつもりは一切ないと明言した。このときに持参した延滞金記載の未納明細書については○○○○氏は受け取ったが、延滞金の納付書については受け取らなかつた。

さらに、令和5年7月19日付け延滞金納付に係る文書催告（納付書同封）を行い、同月31日の指定期限までに納付がない場合は差押を実施する旨を予告したが、当該指定期限の通過後も納付も連絡もなかつた。

これらの状況により、自主納付の意思は極めて低いと判断し、やむを得ず審査請求人らの預金債権の差押処分を実施した。

③延滞金減額文書について

処分庁から延滞金を減額するといった内容について、過去に口頭で伝えたこともないし、文書で発出されたこともない。

④恩給差押の主張について

処分庁が差し押えた財産は、恩給が振り込まれたゆうちょ銀行の貯金債権（通常貯金）であり、恩給は差し押されていない。また、「他に〇〇〇〇名義の通帳は有ります」との主張について、これまでの財産調査により、同審査請求人名義の他の口座に対する差押の手続を進めていたが、残高が少額であったため、差押えはできなかった。調査したところ、②の納付指定期限（令和5年7月31日）の直後に当該通帳の口座から100万円が引き出されていたことが確認できた。よって、やむを得ず今回の貯金債権の差押えに至ったものである。

⑤三角コーン破壊との主張について

令和5年6月30日の●●●●氏及び〇〇〇〇氏の自宅の訪問時に、敷地内に処分庁の公用車を進入する際に三角コーンを移動させるため持ち上げたところ、上部の三角の部分のみが持ち上がったもので、既に上部と下部の台座部分が剥離している状態であり（おそらく経年劣化によるものと推察できる）、処分庁職員が破壊したものではない。

⑥処分庁公用車の不法進入との主張について

令和5年6月30日の訪問は、〇〇〇〇氏に対して事前に訪問日時を伝えた上で訪問であり、訪問目的についても●●●●氏及び〇〇〇〇氏の市税の納付に関する用件であったため、不法進入との理解はしていない。

また、敷地内駐車についても処分庁公用車1台を駐車しても十分な広さがあり、留学生の方々の自転車が出せなかつた状況ではなかつた。なお、訪問中に外出から戻ってきた審査請求人●●●●氏から公用車の移動の申出があり、即座に公用車は移動した。

⑦植木鉢の移動について

公用車の進入のため移動させたのは三角コーンのみで、その他のものは一切移動させていない。

⑧総括

本件差押処分は、根拠法令に基づき適正に執行されたものであり、本件差押処分について、違法・不当なところは一切ない。

第4 審理員意見書の要旨

下記1及び2並びに3のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服

審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

1 延滞金の減額があったか

(1) 審査請求人らの主張するとおり、延滞金の減額決定がなされていたのであれば、処分庁は、審査請求人らが納付すべき額以上差押えを行ったことになり、本件の処分は違法といえる。そこで、審査請求人らの主張のとおり、延滞金の減額があったかについて検討する。

(2) 延滞金の減額決定がなされたかについては、処分庁はこれを否定し、審査請求人らから減額決定の存在を示す文書などの提出はなかった。

また、審査請求人らは、延滞金の減額決定のあった時期や減額後の延滞金の額などについての具体的な説明もない。

以上からして、審査請求人らが主張する延滞金の減額決定の存在を認めるだけの立証はなく、延滞金の減額決定があったとは認められない。

(3) 加えて、箕面市税条例（昭和25年箕面市条例第66号）第25条第2項では、「固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定めるところによって、市長に申請しなければならない。」とされているところ、審査請求人（代理人）○○○○氏は、口頭意見陳述において、審理員の質問に對し、減免申請はしていないと回答した。審査請求人らが減免申請をしていないのであれば、処分庁が延滞金を減額を決定することは考えられず、この点からも延滞金の減額があったとは認められない。

なお、口頭意見陳述については、審査請求人らは実施の通知文の交付が直前になったことで説明のための準備が不十分となったと主張しているが、減免申請をしたか否かについては準備がなくとも容易に回答できるものであり、審査請求人（代理人）○○○○氏の上記回答の内容を疑うべき理由はないというべきである。

(4) よって、延滞金の減額があったとは認められず、この点について本件処分に違法な点はない。

2 恩給の振込口座の差押えが許されるか

(1) 恩給受給権は、国税徴収法第77条により差押禁止財産とされている。しかし本件処分により差押の対象となったのは、ゆうちょ銀行の貯金払戻債権で

あり、恩給受給権ではない。

そこで、恩給が入金されている貯金の払戻請求権も、恩給受給権と同様に差押禁止財産となるかが問題となる。

(2) この点、釧路地方裁判所平成8年7月19日判決は、年金が入金された預金債権の法的性格について、受給者の生活保持の見地から右差押禁止の趣旨は十分に尊重されてしかるべきとしつつ、年金等は預金口座に振り込まれると受給者の一般財産に混入し、年金等と識別できなくなるとして、差押等禁止債権の振り込みによって生じた預金債権は、原則として、差押等禁止債権としての属性を承継しないと解するのが相当であると判示し、最高裁判所平成10年2月10日判決もこの論旨を支持している。この論旨は、年金と同じく差押禁止財産とされる恩給にも当てはまるものである。

そして、本件処分により差し押さえられた貯金債権は9,600円と少額で、直ちに審査請求人らの生活に直ちに影響するようなものではなく、審査請求人らの生活保持のために殊更差押えを禁止すべき理由はない。

(3) したがって、本件処分により差し押さえられた貯金払戻請求権は、差押禁止債権としての属性を承継しないものといえ、かかる貯金払戻請求権を差し押さえた本件処分に違法な点はない。

3 三角コーンの破壊、処分庁公用車の不法侵入、植木鉢の移動が本件処分の適法性に影響するか

(1) 審査請求人らによる、上記三角コーンの破壊、処分庁公用車の不法侵入、植木鉢の移動に関する主張は、本件処分に直接関係するものではなく、本件処分の適法性に直接影響するものではないので、審査請求人らが、本件審査請求の趣旨との関係で、どのような趣旨でかかる主張をするのか不明なところはあるが、上記各行為により、審査請求が処分庁に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を取得し、それと処分庁の審査請求人らに対する延滞金のに関する債権と相殺が認められれば、延滞金に関する債権が消滅し、本件処分が違法となるとも考えうるので、一応この点については言及する。

(2) この点、地方税法第20条の9は、「地方団体の徴収金と地方団体に対する債権で金額の給付を目的とするものとは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。」として地方税の徴収債権に対する相殺を原則禁止しており、審査請求人らの主張する事実関係の有無にかかわらず、審査請求人らの上記主張は本件処分の違法性に影響せず、審査請求人らの主張に理

由はない。

4 体調不良、生活困難が本件処分の適法性に影響するか

審査請求人らは、コロナ禍や高齢、病弱などのため生活が困窮していると主張するが、経済的困窮は、延滞金の減免などの理由になりうるが、本件処分を違法とする直接の理由にはならない。

したがって、審査請求人らの上記主張は本件処分の適法性に影響せず、審査請求人らの主張に理由はない。

5 口頭意見陳述に関する事務局の対応が本件審査請求に影響するか

(1) 審査請求人らは、本件審査請求にかかる口頭意見陳述の実施の通知文の交付が口頭意見陳述の開始直前になったことで、説明の準備が十分にできなかつたと主張する。

(2) しかし、行政不服審査法では、口頭意見陳述について「審査請求人は、前項本文の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）は、審理員が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人を招集してさせるものとする。」（同法第32条第2項）として、口頭意見陳述の実施について、審理員が期日及び場所を指定して招集することを求めるのみで、実施の通知の方式、時期についての定めはなく、本件審査請求における口頭意見陳述の実施の通知について、法的な手続の瑕疵はない。

また、口頭意見陳述の実施にあたっては、通知文の交付だけでなく、それ以前に事務局から審査請求人らに対し、電話で口頭意見陳述の日時、場所を伝えている。だからこそ、審査請求人〇〇〇〇氏は、口頭意見陳述の当日、開始予定時刻に遅れることもなく出頭できたのである。

したがって、通知文の交付が口頭意見陳述の直前であったとしても、審査請求人らにおいて口頭意見陳述の事前準備は十分可能で、審査請求人らに実質的な不利益はない。

(3) 以上により、口頭意見陳述の実施に関する審査請求人らへの通知の手続に違法な点はなく、本件審査請求に何ら影響を与えるものではない。

第5 箕面市行政不服審査会における審議の経過

当審査会の審議の経過は次のとおりである。

- (1) 令和 6 年 3 月 15 日 審査庁から諮問書を受付
- (2) 令和 6 年 3 月 19 日 審査関係人へ主張書面又は資料を提出する場合の提出期限並びに口頭意見陳述の申立て期限を通知
- (3) 令和 6 年 3 月 28 日 審査請求人からの口頭意見陳述の申立てを受付
- (4) 令和 6 年 4 月 2 日 審査請求人からの主張書面及び資料を受付
- (5) 令和 6 年 4 月 23 日 審査請求人からの口頭意見陳述及び審議

第 6 箕面市行政不服審査会の判断の理由

審査請求人ら及び審査庁から提出された資料並びに審査請求人（代理人）○○○○氏の口頭意見陳述の結果によれば、延滞金の減額が決定されたことを示す資料はなく、また、延滞金の減額決定があったとする時期や減額後の延滞金額等についても不明であって、何ら具体性がないと言わざるをえない。

以上によれば、審査請求人らが主張する延滞金の減額決定の存在を認めることはできない。また、審査請求人が主張している三角コーンの破壊、処分庁公用車の不法侵入、植木鉢の移動、体調不良、生活困難等についても、審理員意見書を不相当とすべき理由はない。

よって、本件審査請求にはいずれも理由はなく、本件処分に違法又は不当な点は認められないと判断し、「第 1 箕面市行政不服審査会の結論」のとおり答申する。

以上